

妊娠、出産若しくは育児又は介護と業務の 両立に対する配慮義務

フリーランス法では、**業務委託の方(フリーランス)**の妊娠・出産若しくは育児又は介護(以下、育児介護等とします)と業務の両立への配慮が事業者の義務となりました。

※継続的業務委託(6ヶ月以上の業務委託、契約の更新により6ヶ月以上となったものを含む)

フリーランス法では、6ヶ月以上の業務を委託している(＝継続的業務委託)フリーランスの方からの申出に応じて、育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければいけません。

また、6ヶ月に満たない業務委託についても、フリーランスの方が育児介護等と業務を両立するための必要な配慮をするよう努めなくてはなりません。

フリーランスに業務委託する事業主様へ

事業者は、フリーランスからの申出があった場合、次の1～3の配慮を行わなければなりません。



フリーランス

育児介護等の配慮に関する 発注事業者への申出

介護のため月曜日と水曜日以外で
打ち合わせを調整したいです。

育児があるのでオンラインでの業務
に変更したいです。



1 申出の内容等の把握



2 取り得る選択肢の検討

関係者と日程調整をしてみます。

取引先にも確認します。

実施できる場合

実施できない場合

打合せの日は
火曜日で調整します。

3 配慮の内容の 伝達・実施

3 配慮不実施の 伝達・理由説明

今回は現場の作業が必須なので、
オンラインへの変更は難しいです。

【望ましい取扱い】

育児介護等に対する配慮が円滑に行われるためには、フリーランスが申出をしやすい環境を整備しておくことが重要です。そのためには日ごろから次のような環境整備を行っておくことが望ましいです。

- ①配慮の申出が可能であることや、申し出る際の窓口・担当者、申出の手続き等を周知すること。
- ②育児介護等に否定的な言動がある等、申出を行いにくい状況がある場合には、それを解消するための理解促進に努めること。

より詳しく知りたい方へ

奈良労働局ホームページに掲載中のテキスト「フリーランス法のあらまし」P9～14をご参照ください。

右のテキスト表紙をクリックすると、PDF版がダウンロードできます。

特定国民生活保護の普及の推進に関する法律
(フリーランス・労働者協会の普及に関する法律) のあらまし
(就業機会の確保関係)

厚生労働省労働政策局